

社援協発0329第3号
平成25年3月29日

各都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
(公印省略)

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令
及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の
基準の一部を改正する告示について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第48号）及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第109号）が公布されたところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令及び告示の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第1 改正の趣旨及び内容

- 1 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令
 - (1) 例外的に組合員以外の者に事業を利用させることができる場合として、以下を追

加する。(消費費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「規則」という。)第9条第2項、第11条)

ア 災害時等において長期間被災地以外での避難生活を送る避難者に対応するため、組合が「一時的に生活に必要な物品が不足する地域」以外において、必要と認められる期間物品を供給する場合。

イ 組合への加入を検討する意思がある者に対し、1ヶ月以内の期間を定めて試行的に物品の宅配事業を行う場合。

ウ 職域による組合が、組合員以外の者が職域を訪問した際、組合が運営する協同施設全般の利用をさせる場合、また、職域を訪れようとする者に対する交通手段や宿泊の手配等のサービス提供を行う場合。

(2) 特別目的会社が当該特別目的会社に対する出資者の子法人等に該当しないものと推定する旨の定めを削る。(規則第113条第1項及び第210条第4項)

(3) 組合の規約の変更について、総会の決議を必要としない事項として、「事業の実施に関する事項(規則第55条第1項第1号)に係る技術的事項の設定・変更」を追加する。(規則第157条)

(4) 組合が組合に対して行う貸付けのうち、貸付金の使途が組合が行う貸付事業のための資金である場合には、担保や保証を不要とすることとする。(規則第201条及び第202条)

(5) 組合の解散の認可申請書の添付書類のうち財産目録、貸借対照表を不要とする。(規則第234条)

(6) その他所要の改正を行う。

2 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示

(1) 3号収支分析を行う際の将来の時点における資産の額として算出される額について、現行では資産運用リスクのみを控除しているが、損害系共済のリスクの大部分を占める共済リスクも考慮する必要があることから、共済リスクも控除対象に加える。(消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準(平成21年厚生労

勧省告示第445号。以下「基準」という。) 第9条第3項)

(2) 3号収支分析を行った結果、将来の時点における資産の額として算出される額が、将来の時点における負債の額として算出される額を下回った場合に、共済計理人が、組合が一定の事業運営の方針の変更を直ちに行うのであれば事業継続基準不足相当額を解消することができる旨を意見書に記載することができる事項として、「共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し(実現可能と判断できるものに限る。)」を追加する。(基準第12条第3項)

第2 施行・適用時期

1 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

(1) 公布の日

平成25年3月29日

(2) 施行・適用期日

平成25年4月1日

(3) 経過措置

この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則第113条第1項亦及び第210条第4項の規定は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示

(1) 公布の日

平成25年3月29日

(2) 施行・適用期日

平成25年3月31日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務から適用する。

